

千葉県職員倫理条例

平成三十年十二月二十八日条例第五十九号

(目的)

第一条 この条例は、職員が県民全体の奉仕者であってその職務は県民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第二条 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職員並びに教育長及び地方公営企業の管理者をいう。

2 この条例において「管理職員等」とは、次の各号に掲げる職員をいう。

一 教育長及び地方公営企業の管理者

二 職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）第八条の二第一項の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員

三 千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年千葉県条例第百二十六号）第三条の二及び千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年千葉県条例第三号）第五条の規定により管理職手当の支給を受ける職員

四 任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年千葉県条例第五十二号）第三条第一号及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年千葉県条例第五十号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

五 前各号に掲げるもののほか、その職務と責任が第二号又は第三号に掲げる職員に相当するものとして任命権者が定める職員

3 この条例において「部長級の職員」とは、次の各号に掲げる職員をいう。

一 教育長及び地方公営企業の管理者

二 職員の給与に関する条例別表第一行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの

三 前各号に掲げるもののほか、その職務と責任が前号に掲げる職員に相当するものとして任命権者が定める職員

4 この条例において「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

5 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第三条 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(公表)

第四条 知事は、毎年、任命権者からの報告に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、その概要を公表するものとする。

2 任命権者は、職員にこの条例又は次条第一項に規定する職員倫理規則若しくは同条第三項に規定する規程に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合は、公表することが適当でない特段の事情があると認めるときを除き、当該懲戒処分の概要を公表するものとする。

(職員倫理規則等)

第五条 知事は、第三条に規定する倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則（以下この条において「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。この場合において、職員倫理規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他県民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

2 知事は、職員倫理規則の制定又は改廃に際しては、千葉県コンプライアンス委員会の意見を聴かなければならない。

3 知事以外の任命権者は、第三条に規定する倫理原則及び第一項に規定する職員倫理規則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規程を定めるものとする。

（贈与等の報告）

第六条 管理職員等は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として任命権者が定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職員等であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、任命権者に提出しなければならない。

- 一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額
- 二 当該贈与等により利益を受け、又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実
- 三 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称又は氏名及び住所
- 四 前各号に掲げるもののほか、任命権者が定める事項

2 任命権者は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書（部長級の職員に係るものに限り、かつ、第九条第二項ただし書に規定する事項に係る部分を除く。）の写しを千葉県コンプライアンス委員会に送付しなければならない。

（株取引等の報告）

第七条 部長級の職員は、前年において行った株券等（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（部長級の職員である間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、任命権者に提出しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを千葉県コンプライアンス委員会に送付しなければならない。

（所得等の報告）

第八条 部長級の職員（前年一年間を通じて部長級の職員であったものに限る。）は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、任命権者に提出しなければならない。

- 一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が百万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実）

イ 総所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十二条第二項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第三項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下同じ。）

ロ 各種所得の金額（退職所得の金額（所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）及び山林所得の金額（同法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額をいう。）を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定により、所得税法第二十二条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額

- 二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の二に規定する贈与税の課税価格をいう。）

- 2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。）の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。
- 3 任命権者は、第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写し（以下「所得等報告書等」という。）の提出を受けたときは、当該所得等報告書等の写しを千葉県コンプライアンス委員会に送付しなければならない。

（報告書の保存及び閲覧）

- 第九条 前三条の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等は、これらを受理した任命権者において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 何人も、任命権者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとして任命権者が認めた事項に係る部分については、この限りでない。

（倫理監督者）

- 第十条 任命権者は、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者一人を置くものとする。
- 2 倫理監督者は、職員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

（秘密の保持）

- 第十一条 千葉県コンプライアンス委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

- 第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第十一条及び附則第五項の規定 公布の日
- 二 第二条第一項及び第三項、第八条並びに附則第四項の規定 平成三十一年一月一日

（経過措置）

- 2 第六条の規定は、この条例の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。
- 3 第七条の規定は、この条例の施行の日以後に行った株取引等について適用する。
- 4 第八条の規定は、平成三十一年分以後の所得及び同年分以後の贈与税に係る贈与について適用する。

（千葉県行政組織条例の一部改正）

- 5 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。
- 別表第二千葉県行政改革審議会の項の次に次のように加える。

千葉県コンプライアンス委員会	一 知事に対し、次に掲げる事項について意見を具申すること。
	イ 千葉県職員倫理条例（平成三十年千葉県条例第五十九号。以下「職員倫理条例」という。）第五条第一項に規定する職員倫理規則の制定又は改廃
	ロ 知事の権限に属する事務の管理及び執行が法令並びに条例及び規則その他の規程に適合し、かつ、適正に行われることを確保するために必要な事項
	二 任命権者に対し、次に掲げる事項について意見を具申すること。
	イ 職員倫理条例第五条第一項に規定する職員倫理規則及び同条

	第三項に規定する規程を遵守するための体制の整備及び研修
	☐ 職員倫理条例第六条から第八条までに規定する贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等の内容に関する事項
	ハ その他職員の職務に係る倫理の保持を図るために監督上必要な措置

別表第三千葉県行政改革審議会の項の次に次のように加える。

千葉県コンプライアンス委員会	会長	学識経験を有する者	五人以内	二年
	委員			